

# 在留資格「技術・人文知識・国際業務」と「特定技能」の違いについて

令和8年1月現在

	特定技能1号	特定技能2号	技術・人文知識・国際業務
活動内容	特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務	特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 自然科学の分野又は人文科学の分野に属する技術又は知識を要する業務</li> <li><input type="radio"/> 外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務（国際業務）</li> </ul>
許可基準（注1） (学歴・職歴、日本語能力等)	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 技能水準 特定技能1号評価試験合格 等</li> <li><input type="radio"/> 日本語能力水準 日本語能力試験N4以上合格 等 (分野によってはN3以上合格等が必要)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 技能水準 特定技能2号評価試験合格 等</li> <li><input type="radio"/> 日本語能力水準 日本語能力N3以上合格が必要 (漁業及び外食業分野)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 大卒程度又は実務経験10年以上 (国際業務に従事する場合は、3年以上)</li> </ul>
【想定される主な活動】(注2・注3)			
宿泊業（ホテル・旅館）	フロント、企画・広報、接客、レストランサービス業務	複数の従業員を指導しながら行うフロント、企画・広報、接客、レストランサービス業務	フロント、企画・広報
外食業（飲食店）	飲食物調理、接客、店舗管理	飲食物調理、接客、店舗管理、店舗経営	複数店舗の店舗管理、店舗経営、企画業務
工業製品製造業	製造工程・組立工程の作業	複数の作業員を指導しながら行う製造工程・組立工程の作業、工程管理	設計、プログラミング、技術開発
自動車整備業	自動車の日常点検整備等の基礎的な業務	他の要員への指導を行いながら行う自動車の日常点検整備等の一般的な業務	整備士・整備工の指導監督、自動車整備主任者
建設業	指導者の指示・監督を受けながら行う土木作業等	複数の建設技能者を指導しながら行う土木作業等、工程管理	建築設計、設計監理、建築積算

(注1) 在留資格「特定技能」に係る許可基準は、分野により異なります。詳しくは特定技能運用要領を御確認ください。（[https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/nyuukokukanri07\\_00201.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/nyuukokukanri07_00201.html)）

(注2) 表内の記載は対比する目的で概略を整理したものであり、申請に際しての具体的な不明点は地方出入国在留管理官署に御相談ください。

(注3) 特定技能各分野の仕事内容の詳細については、入管庁HPを御確認ください。（特定技能1号：[https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/10\\_00179.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/10_00179.html)）

（特定技能2号：[https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/10\\_00180.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/10_00180.html)）